

熊本県告示第260号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成15年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画都市高速鉄道 九州旅客鉄道鹿児島本線
熊本都市計画都市高速鉄道 九州旅客鉄道豊肥本線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市池田四丁目、池亀町、上熊本二丁目、上熊本三丁目及び花園一丁目の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第261号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成15年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路 1・5・3 花園インター（自専道）線
熊本都市計画道路 3・3・66 花園インター（一般道）線
熊本都市計画道路 3・3・9 池田町花園線
熊本都市計画道路 3・3・14 野口清水線
熊本都市計画道路 3・4・21 上熊本細工町線
熊本都市計画道路 3・4・29 上熊本法成寺線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市徳王町、釜尾町、池田四丁目、池亀町、上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目、花園七丁目、島崎六丁目、段山本町、古京町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、小沢町、西唐人町、細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細工町四丁目及び細工町五丁目の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第262号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成15年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
指定居宅介護支援事業所さわらび 熊本市龍田町弓削864番地1	社会福祉法人 熊本菊寿会	平成15年3月5日

熊本県告示第263号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成15年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所あすか 天草郡松島町合津7909-2	株式会社 明日香	平成15年3月1日

熊本県告示第264号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子